



® 平成 29 年 9 月 14 日 (木)
No. 14529 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第17回 シンガポール (1)

世界の知的財産法

第17回 シンガポール

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

現在シンガポール共和国のある地域は、もともとは漁村であったが、1819年に英国人トーマス＝ラッフルズが上陸し、商館を建設した。1824年に正式に英国の植民地となった後は、中継貿易の拠点として急速に発展を続けた。第2次世界大戦中に日本により占領されたが、終戦後は再び英国の植民地となり、1959年には、英国から、シンガポール自治州となることを認められた。1963年にマレーシア連邦の

一州となったが、1965年にマレーシア連邦から独立し、英連邦内の共和国となった²。

現在のシンガポール共和国(以下「シンガポール」という)は、自由貿易体制の維持及び強化を推進しており、ASEANのリーダー的立場にある。シンガポールは、ヒト・モノ・カネ・情報のハブとなるべく、高付加価値製造業、金融、情報通信、生命医学等の分野における外資による拠点設立を促すため、各種の優遇措置を用意している。

知的財産の内外権利化と権利行使

プライムワークス国際特許事務所

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】

弁理士 *森下 賢樹
パートナ 弁理士 *村田 雄祐
パートナ 弁理士 青木 武司
パートナ 弁理士 *真家 大樹
弁理士 菅野 茂
弁理士 山本 泰
弁理士 高田 寛人

【化学・材料・バイオ】

オペレーティング
弁理士 村上 雄一
弁理士 小澤 勝一
弁理士 吉川 太郎
弁理士 小澤 一郎
弁理士 田中 康夫
弁理士 吉澤 大輔
弁理士 大西 啓子
弁理士 *野田 裕子

【機械・制御】

弁理士 *三木 友由
弁理士 富所 輝銀夫
弁理士 月成 俊介
弁理士 吉田 浩久
弁理士 岩井 広二
弁理士 中田 洋二
【通信】
弁理士 *宗田 悟志

【商標】

弁理士 長谷川 綱樹
弁理士 *木村 純平
【法務】
弁護士(顧問) 横井 康真
中国 弁理士 張 嵩
中国 弁理士 特許 薩ラムーア
弁理士(顧問) クレア ツォッ
米 国 特許 ジェームズ ジャッジ
弁理士(顧問) バジェント
米 国 特許

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-11-12

グリック代官山

TEL 03-3461-3687 FAX 03-3461-3688 URL: <http://www.primeworks-ip.com/>

*付記弁理士(侵害訴訟代理権付記)

シンガポールは、長く英国の植民地であったことから、英国法³の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許法、登録意匠法、商標法、著作権法等）は全て成文法で規定されている。即ち、シンガポールが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、シンガポールが独立国家となった後は、英国の裁判所の判決は、シンガポールの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

以下、シンガポールの知的財産法の概要と特徴について紹介する⁴。

II 知的財産法全般

1 概要

シンガポールにおいては、特許法、登録意匠法、商標法、著作権法、集積回路配置設計法、植物品種保護法等の基本的な知的財産法制度が整備されている。シンガポールが、英国法の影響により、判例法主義の国であるといっても、知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている（但し、シンガポールは、英国法由来の各知的財産法について、シンガポール独自の変更を多数加えている）。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

シンガポールの知的財産法制度の中心的機関である「シンガポール知的財産庁」(Intellectual Property Office of Singapore, IPOS) は、特許及び商標の審査等の知的財産権に関する各種サービス等を行う政府機関である。

シンガポールは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO協定、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約 (PCT)、意匠の国際登録に関するハーグ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV条約)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約等である。

2 IP (知財) ハブ及び外資誘致のための政策

シンガポールは、近年、IP (知財) ハブとなることを目指し、マスタープランが策定され、さまざまな制度改革を実施してきている。具体的には、シンガポールが、①知財取引・管理のハブ、②知財出願のハブ、③知財紛争解決のハブになることが目標とされている。そのために、例えば、熟練した知財専門家の大幅増員、知財仲介業者の誘致、高品質・迅速・安価な特許調査・審査体制の確立、他国の知財当局との国際的連携の構築、裁判所及び仲裁機関の充実強化等の方策が実施されつつある。

また、シンガポールは、外資誘致のためのさまざまな政策を導入している。その中で知財に関連するものを挙げると、以下のものがある。

- (1) シンガポール発展のため貢献する新たな産業・技術等をもたらすべく特定の製品製造・サービス提供を行い、経済開発庁 (EDB) からパイオニア・ステータスの認定を受けた企業は、最長15年間にわたり法人税 (シンガポールの法人税の税率は17%である) が免除される (Pioneer Incentive)。法令上、パイオニア・ステータスの認定についての明確な要件は定められておらず、EDBの裁量によりパイオニア・ステータスの認定が決定される。
- (2) シンガポールで統括事業 (経営・知財・人事・物流の管理、事業戦略の計画立案、事務代行、財務に関するアドバイス、研究開発等) を行う企業は、経済開発庁 (EDB) から地域統括本部特典 (Regional Headquarters Award, RHQ) の認定を受けた場合、優遇措置が認められる。要件は、①1年目終了までに20万シンガポールドル以上まで、3年目終了までに50万シンガポールドル以上まで、資本金を増加すること、②優遇期間を通じて、国家2級技能資格以上の資格又は学歴を有するスタッフが75%以上を占めること、③3年目終了までに、(i) 3種類以上の統括事業を提供すること、(ii) 3カ国以上の外国に統括事業を提供すること、(iii) ディプロマ以上の資格又は学歴を有する専門家を10人以上新たに雇用すること、(iv) 上位5人の年間平均報酬を10万シンガポールドル以上とすること、(v) 事業支出を増加させること (年間200万シンガポールドル以上、累計300万シンガポールドル以上) の条件を満たすこと、である。優遇措置の内容は、3年間、適格所得 (オフショア